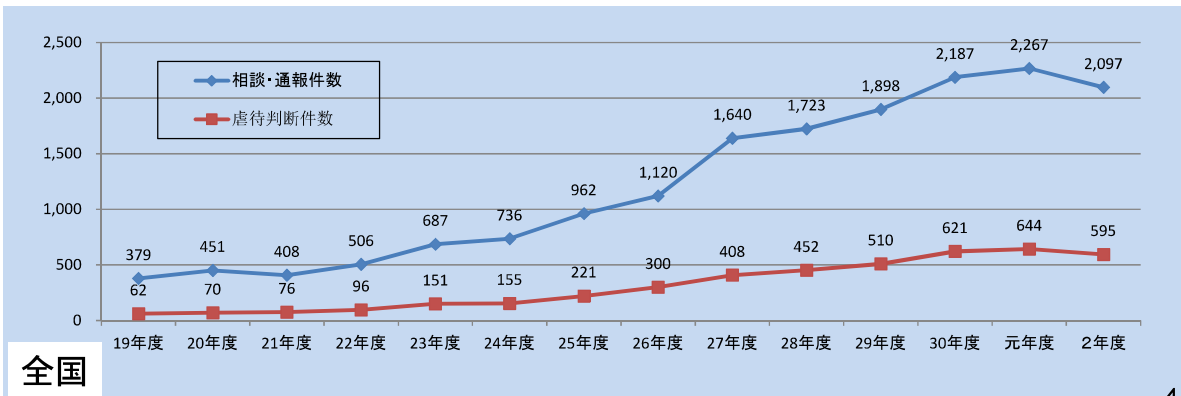
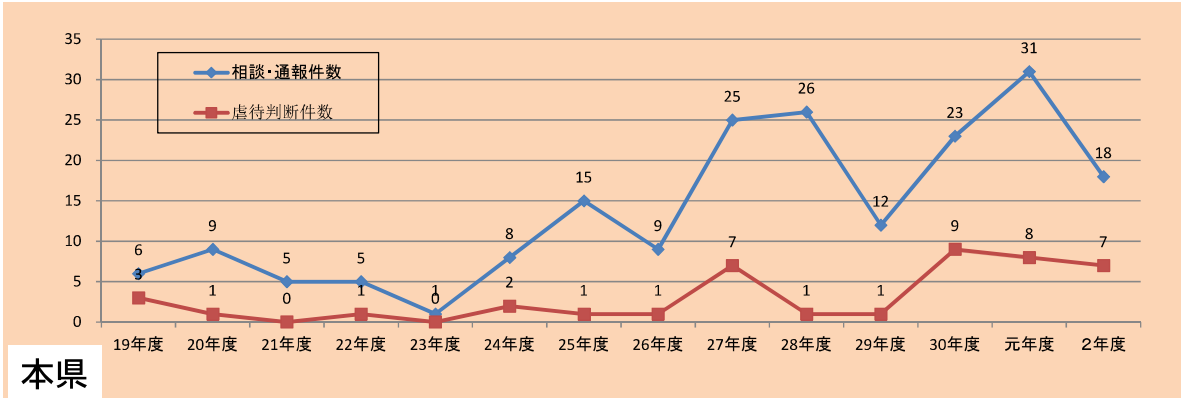


施設内虐待の状況



本県の施設内虐待の状況(令和2年度)

#### 虐待の類型

心理的虐待, 身体的虐待の順に多い

心理的虐待	身体的虐待	経済的虐待	性的虐待
41.7%	25.0%	16.7%	16.7%

#### 被虐待者の性別

被虐待者の約6割が女性

男	女
37.5%	62.5%

#### 被虐待者の年齢

約6割が85歳以上

80-84歳	85-89歳	90歳以上
37.5%	25.0%	37.5%

#### 虐待があった施設等

通報も有料老人ホームが多い

(住宅型) 有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護等	認知症対応型共同生活介護	軽費老人ホーム
42.9%	28.6%	14.3%	14.3%

#### 組織運営上の課題 (件)

職員の指導管理体制が不十分	7
虐待防止等の取組が不十分	7
事故や苦情対応の体制が不十分	5
職員が相談できる体制が不十分	5
チームケア体制・連携体制が不十分	5
高齢者へのアセスメントが不十分	3
職員同士の関係を作りにくい	3
介護方針の不適切さ	2
業務負担軽減に向けた取組が不十分	2
職員研修の機会や体制が不十分	2
開かれた施設運営がなされていない	1

#### 虐待を行った職員の課題

職員の倫理観・理念の欠如	7
権利擁護等の知識・意識不足	7
認知症等の知識・技術不足	6
職員の性格や資質の問題	6
職員のストレス・感情コントロール	5
職員の業務負担の大きさ	3
待遇への不満	1

# 高齢者虐待防止法

(H18.4.1施行)

『高齢者の虐待防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』

## ■ 目的 (法第1条)

- ① 高齢者虐待の防止
- ② 高齢者虐待を受けた者の保護
- ③ 養護者の負担軽減

## ■ 虐待の種類 (法第2条)

- ① 身体的虐待
- ② 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)
- ③ 心理的虐待
- ④ 性的虐待
- ⑤ 経済的虐待

## ■ 定義 (法第2条)

「高齢者」とは… **65歳以上の者**

「養護者」とは… **高齢者を現に養護する者であつて，養介護施設従事者等以外のもの**

「養介護施設従事者等」とは…

**老人福祉法または介護保険法に規定する養介護施設，養介護事業において業務に従事する者**

※ **業務時従事する者は，直接介護サービスを提供しない施設長や事務職員，介護職以外で直接高齢者と関わる職種も含む。**

3

## 養介護施設・養介護事業とは

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"><li>・老人福祉施設</li><li>・有料老人ホーム</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・老人居宅生活支援事業</li></ul>
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護老人福祉施設</li><li>・介護老人保健施設</li><li>・介護療養型医療施設</li><li>・介護医療院</li><li>・地域密着型介護老人福祉施設</li><li>・地域包括支援センター</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・居宅サービス事業</li><li>・地域密着型サービス事業</li><li>・居宅介護支援事業</li><li>・介護予防サービス事業</li><li>・地域密着型介護予防サービス事業</li><li>・介護予防支援事業</li></ul>

4

# 養介護施設従事者等の通報義務

虐待を受けたと思われる高齢者を発見したら

市町村へ通報

- **養護者による虐待【家庭内虐待】** (高齢者虐待防止法第7条)
  - ・生命又は身体に重大な危険がある場合 → **通報義務**
  - ・それ以外の場合 → **努力義務**
- **養介護施設従事者等による虐待【施設内虐待】** (同法第21条)
  - **従事者等本人が従事する施設等で発見** → **通報義務**  
※生命等への重大な危険の有無に関わらず、通報義務がある。
  - **それ以外で発見**
    - ・生命又は身体に重大な危険がある場合 → **通報義務**
    - ・それ以外の場合 → **努力義務**

5

## 通報者の保護

(高齢者虐待防止法第21条)

- **守秘義務との関係**  
秘密漏示罪や 守秘義務違反に問われることはない。
- **不利益取扱いの禁止**  
通報したことを理由として 不利益な扱いを受けない。

(解雇, 降格, 減給など)

※いずれも, 虚偽・過失を除く。

### 早期発見・早期対応をはかるため

虐待と疑われる事案が発生したときこそ・・・

適切なケア・サービスの提供ができているか確認・検討を!

6